

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準

(平成2年12月12日環境局長決裁)

第1 趣 旨

この基準は、仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年12月18日仙台市告示第377号。以下「指導要綱」という。）第23条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設及び処理業用施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。

第2 定 義

削 除

第3 産業廃棄物処理施設等の共通基準

産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する共通の基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

- イ 施設の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立ち入るのを防止することができるよう月1回以上点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。
- ロ 施設の出入口は、作業終了後及び作業員等が不在のときは、閉鎖し、施錠すること。

(2) 表示等

- イ 産業廃棄物処理施設等であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- ロ 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 飛散及び流出の防止

飛散防止ネット、流出防止堤その他の飛散又は流出を防止する設備を月1回以上点検し、飛散又は流出のおそれがある場合には、必要な措置を講ずること。

(4) 悪臭の防止

悪臭が発散しないよう必要に応じて防臭剤の散布を行う等の措置を講ずること。

(5) 騒音、振動及び粉じんの防止

施設、設備、機械等の使用により著しい騒音、振動及び粉じんが発生しないよう必要な措置を講ずること。

(6) 衛生害虫等の発生防止

- イ 施設の敷地内にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔の保持に努めること。
- ロ 害虫等が発生した場合に、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう準備しておくこと。

(7) 火災の発生防止

- イ 施設での火災の発生を防止するため、消火器、貯水槽、散水機等の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- ロ 管理事務所、焼却施設等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁すること。

(8) 事故の防止

- イ 事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び点検を実施すること。
- ロ 台風、大雨等の際には、施設内を巡回監視し、産業廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずるなど事故の未然防止を図ること。

(9) 異常事態時の措置

産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(10) 使用道路（搬入経路となる国道、県道及び市町村道を含む。）の安全確保等

- イ 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行速度を保ち、通学時間帯を避けて走行すること。
- ロ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- ハ 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

(11) 搬入時の産業廃棄物の確認（事業者の自己処理施設を除く。）

- イ 車両から産業廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が取り扱える品目であるかを確認し、取扱い品目以外の産業廃棄物が荷降しされた場合は、速やかに除去すること。
- ロ 取扱い品目以外の物が付着した産業廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。
- ハ 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、紙マニフェスト、電子マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。
- ニ 指導要綱第7条に規定する産業廃棄物については、同条の規定による有害物質の分析試験の計量証明書の写しを徴し、取り扱える性状のものであるかどうかを確認すること。
- ホ 指導要綱第10条第1項第2号の規定に係る県外の産業廃棄物については、搬入の都度同条第4項の規定による処理承諾書の写しの提示を求め、承認された産業廃棄物の種類、性状、搬入期間等を確認すること。

(12) 作業時間

生活環境に支障を与えることのないよう時間を定めて作業を行うこととし、時間外には極力、処理の作業、運搬車両の出入り等を行わないこと。

(13) 管理事務所

- イ 事務所内の見やすい所に処理業に係る許可証の写し、埋立計画図、処理工程表等を処理施設の種類に応じて掲示しておくこと。
- ロ 事務所には、施設に係る許可証又は届出書（写し）、処理の帳簿又は紙マニフェスト、維持管理の記録等を常に備えておくこと。

(14) 維持管理計画の作成

処理施設の適切な運営を行うため、施設の維持管理計画を策定すること。

(15) 維持管理点検・検査の実施及び記録の保管

維持管理計画にしたがって施設の点検・検査を実施すること。

また、施設の点検・検査の結果と、措置を講じた内容についての記録を事務所に備え付けておくこと。

施設の点検・検査結果及び講じた措置内容についての記録は、5年間保存すること。

第4 最終処分場

最終処分場の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

1 最終処分場の共通基準

(1) 最終処分場を表示する区域杭等

最終処分場の区域及び埋立地の区域を表示する区域杭は、常に明確にしておくこと。

(2) 地表水等の集排水設備

埋立地の周囲の地表水等が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠等の集排水設備の機能が低下しないよう、月1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(3) 停滞水の排除

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行うとする区画）にたまっている水は、埋立処分開始前に排除すること。

(4) 法面の保護

イ 法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。

ロ 法面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な維持管理を行うこと。

(5) 記録及び保存

イ 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置については、その都度記録を作成しておくこと。なお、前年度分の点検・検査結果を規定の様式により報告すること。

ロ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、状況を把握しておくこと。

ハ 記録及び写真は、年度ごとに取りまとめ、最終処分場の廃止後も保存しておくこと。

2 遮断型処分場の個別基準

(1) 外周仕切設備及び内部仕切設備の管理

外周仕切設備及び内部仕切設備を月1回以上点検し、これらの設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止するとともに、これらを防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 埋立処分の管理

埋立処分にあたっては、外周仕切設備及び内部仕切設備を損傷しないように留意するとともに、産業廃棄物の保有水が漏洩することのないように行うこと。

(3) 閉鎖した区画の管理

閉鎖した区画については、覆いを月1回以上点検し、覆いの破損又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかにこれらを防止するために必要な措置を講ずること。

(4) 遮断型処分場の廃止

イ 遮断型処分場の廃止は、埋め立てられた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で行うものとする。

ロ 廃止にあたっては廃止後に生活環境の保全上の問題が生じた場合の責任体制を確立しておくこと。

ハ イ及びロの措置については、写真又は書類で記録し、廃止後も保存しておくこと。

(5) 跡地利用の禁止

遮断型処分場については、跡地の利用を行ってはならないこと。

3 安定型処分場及び管理型処分場の共通基準

(1) 擁壁等の保全

擁壁、えん堤等の設備を月1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 遮水工の管理

遮水工を月1回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) ガス抜き設備の管理

ガス抜き設備を月1回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除することができない場合には必要な措置を講ずること。

(4) 埋立処分の管理

イ 搬入された産業廃棄物は、原則として、当日中に締固め、覆土、整地等の措置が講じられるよう計画的に埋立処分すること。

ロ 埋立処分にあたっては、産業廃棄物の各層の厚さをおおむね3m（腐敗物にあつては、0.5m）以下とし、各層の間に土砂による中間覆土を0.5m以上行うこと。

ハ 産業廃棄物及び中間覆土の厚さは、基準高をもとに丁張り等を利用して決定すること。

ニ 産業廃棄物の搬入は、中間覆土の施工が支障なく行われるよう計画的に行うこと。

ホ 中間覆土に必要な土量は、常に十分に確保しておくこと。

(5) 埋立地の閉鎖

埋立処分が終了した埋立地は（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画）は、その表面を土砂で覆い、転圧締固めて1m以上の厚さとする等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖するものとする。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地については、埋立地からの浸出を防止できる遮水工と同等以上の効力を有するものにより閉鎖するものとする。

(6) 跡地利用

安定型処分場又は管理型処分場の閉鎖後、当該処分場の跡地を利用する場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインについて」（平成17年6月6日付け環境対発第050606001号・環境産発第050606001号）等に基づき、埋立廃棄物の性状の安定化等を十分に検討して行うこと。

4 安定型処分場の個別基準

(1) 浸透水の検査

浸透水の水質検査を、別表第1に掲げる項目について、(30)から(32)、(45)、(46)の項目については月1回以上、(5)、(26)から(29)、(33)から(43)の項目については年1回以上、同表に示す検定方法により行い、水質検査の結果、同表に掲げる基準に適合しない場合には、

生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(2) 浸透水处理設備の管理

イ 放流水の水質について、別表第1に掲げる項目がそれぞれの基準に適合するよう維持管理するとともに、(30)から(32)、(45)、(46)の項目については月1回以上、(1)から(29)、(33)から(44)の項目については年1回以上、同表に示す検定方法により水質検査を行うこと。

ロ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合には、速やかにその原因を調査して必要な措置を講ずること。

ハ (1)による浸透水の水質検査の結果を、イの水質検査の結果と比較することによって浸透水处理設備の機能の状態を点検し、機能の低下が認められた場合には、その原因を調査して必要な改善措置を講ずること。

(3) 埋立地の閉鎖後における浸透水の水質検査

埋立地の閉鎖後、浸透水の水質検査を、別表第1に掲げる項目について、(30)から(32)、(45)、(46)の項目については月1回以上、(1)から(29)、(33)から(44)の項目については年1回以上、同表に示す検定方法により行うこと。

(4) 安定型処分場の廃止

イ 安定型処分場の廃止は、埋め立てられた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸透水により公共用水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で行うものとする。

ロ 廃止にあたっては、廃止後に生活環境の保全上の問題が生じた場合の責任体制を確立しておくこと。

ハ (3)による浸透水の水質検査の結果が、別表第1に掲げる基準を超えない状態を廃止の直前の2年以上にわたり継続すること。

ニ イ及びロの措置については、写真又は書類で記録し、廃止後も保存しておくこと。

5 管理型処分場の個別基準

(1) 浸出液処理設備の管理

イ 放流水の水質について、別表第2に掲げる(30)から(32)、(44)、(45)の項目がそれぞれの基準に適合するよう維持管理するとともに、(44)、(45)の項目について月1回以上、同表に示す検定方法により水質検査を行うこと。

ロ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合には、速やかにその原因を調査して必要な措置を講ずること。

ハ 浸出液の水質検査を、別表第2に掲げる項目について、同表に示す検定方法により、(1)から(45)の項目について年1回以上行い、その結果をイの水質検査の結果と比較することによって浸出液処理設備の機能の状態を点検し、機能の低下が認められた場合には、その原因を調査して必要な改善措置を講ずること。

(2) 埋立地の閉鎖後における浸出液の水質検査

埋立地の閉鎖後、浸出液の水質検査を、別表第2に掲げる項目について、(30)から(32)、(44)、(45)の項目については月1回以上、(1)から(29)、(33)から(43)、(46)の項目については年1回以上、同表に示す検定方法により行うこと。

(3) 管理型処分場の廃止

イ 管理型処分場の廃止は、埋め立てられた産業廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液により公共用水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災の発生の防止のための必要な措置が講じられていることを確認した上で行うものとする。

ロ 廃止にあたっては、廃止後に生活環境の保全上の問題が生じた場合の責任体制を確立しておくこと。

ハ (2)による浸出液の水質検査の結果が、別表第2中(30)から(32)、(44)から(46)の項目について、同表に掲げる基準を超えない状態を廃止の直前の2年以上にわたり継続すること。

ニ イ及びロの措置については、写真又は書類で記録し、廃止後も保存しておくこと。

第5 中間処理施設

中間処理施設の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

1 中間処理施設の共通基準

(1) 処理能力に見合った処理の管理

施設への産業廃棄物の搬入または投入は、施設の保管能力及び処理能力を超えないように行うこと。

(2) 施設の管理

イ 施設の正常な機能を維持するため、月1回以上点検し、年1回機能検査を実施すること。

ロ 点検又は機能検査の結果、著しい機能の低下が認められた場合には、機能を回復するために必要な措置を講ずること。

(3) 雨水等の流入防止

中間処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能が低下しないよう、月1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(4) 放流水の検査

施設から排水を放流する場合は、次により管理すること。

イ 放流水を公共用水域に放流する場合は、放流水の水質を別表第2に定める基準に適合するよう維持管理するとともに、同表中(30)から(32)、(44)、(45)の項目については月1回以上、(1)から(29)、(33)から(43)の項目については年1回以上それぞれ同表に示す検定方法により水質検査を行うこと。ただし、性状、排出工程が変わらない産業廃棄物を処理する場合は、原料等を明らかにした書類等で確認することにより、水質検査項目の一部を省略することができる。

ロ 放流水を公共下水道に放流する場合は、放流水の水質を下水道法及び仙台市下水道条例に定める排除基準等に適合するよう維持管理するとともに、同法及び仙台市下水道排水監視要綱に定めるところにより水質検査を行うこと。

ハ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な改善措置を講ずること。

(5) 排ガスの検査

イ 施設の煙突等から排出されるガスの性状について、目視による点検を日常的に行い、周囲の生活環境が損なわれるおそれがある場合には、それを防止するために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じてばい煙検査を行うこと。

ロ ばい煙発生の施設については、大気汚染防止法に定める方法により、年2回以上排ガス

のばい煙検査を行い、同法に定める排出基準に適合しない場合には、産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講ずること。

(6) 地下浸透の防止

液状の産業廃棄物、有害な産業廃棄物等が地下に浸透しないよう月1回以上、床・地盤面その他の設備を点検し、異常を認めた場合は、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な改善措置を講ずること。

(7) ダイオキシン類濃度の検査

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「特措法」という。）に定める基準値に適合しない場合には、産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講ずること。

(8) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検・検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。
なお、前年度分の点検・検査結果を規定の様式により報告すること。

2 中間処理施設の個別基準（(1)から(4)の項目については処理業用施設に限る。）

(1) 汚泥の脱水施設

脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。

(2) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。

(3) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル及び廃ポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）、廃ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物及びその他の産業廃棄物の焼却施設

イ ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。

ロ 燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。
ただし、環境大臣が定める焼却施設（平成9年9月3日厚生省告示第187号）にあっては、この限りではない。

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、1,100℃）以上に保つこと。

ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。

ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。

ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。

リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

- ル 排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却すること。
- ヲ 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ワ 排出水中、排ガス及びばいじん等中のダイオキシン類の濃度が特措法に定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却すること。
- カ 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- タ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、省令第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。
- レ ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- ロ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ツ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
- ネ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ナ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、燃え殻を政令第6条の5第3号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。
- ラ 廃油及び廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤及び床又は地盤面を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
- (4) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- イ 中和槽内のpH値を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。
- ロ 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。
- (5) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 固型化は、次によること。
- イ 結合材は、水硬性セメントとし、その配合量は、コンクリート固型化物1m³当たり150kg以上とすること。
- ロ 一軸圧縮強度は、1cm³当たり0.98MPa以上であること。
- ハ 形状及び大きさは、次によること。
- (イ) 体積(cm³)／表面積(cm²)が1以上であること。
- (ロ) 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。
- (ハ) 最小寸法が5cm以上であること。
- (6) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 運転の開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。
- (7) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン物の分解施設
- 運転の開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。

第6 積替え保管施設

積替え保管施設の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 施設能力に見合った保管

- イ 保管能力を超えて産業廃棄物の保管をしないこと。
- ロ 保管施設以外の場所に保管し、又は高さ等を超えて保管しないこと。
- ハ 許可された品目以外の産業廃棄物を取り扱わないこと。

(2) 処理区分ごとの保管

積替え又は保管に当たっては、原則として排出事業者又は処理方法の異なる産業廃棄物を混合しないこと。

(3) 施設への搬入及び搬出

- イ 他の収集運搬業者の搬入又は搬出は原則として認めないこと。
- ロ 積替え保管施設から他の積替え保管施設への搬出を行わないこと。
- ハ 搬出先は、中間処理施設又は最終処分場ごとに明確であること。

(4) 雨水等の流入防止

積替え保管施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能が低下しないよう、月1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(5) 保管期間

- イ 保管期間は、保管能力を考慮し、できるだけ短期間とすること。
- ロ 有機性汚泥又は動植物性残さ等腐敗性の産業廃棄物については、季節的な条件を考慮し、悪臭等が発生しないよう速やかに搬出すること。

(6) 記録及び保存

- イ 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5年間保存すること。

なお、前年度分の点検・検査結果を規定の様式により報告すること。

- ロ 排出事業者ごとの産業廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、5年間保存すること。

附 則 （平成24年3月30日改正）

（実施期日）

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 （平成29年3月7日改正）

（実施期日）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 （平成30年3月26日改正）

（実施期日）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 （令和7年3月18日改正）

（実施期日）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表第 1

項目		基準	検定方法
1	アルキル水銀	(mg/ l)	検出されないこと。
2	水銀	(mg/ l)	≦0.0005
3	カドミウム	(mg/ l)	≦0.003
4	鉛	(mg/ l)	≦0.01
5	有機磷	(mg/ l)	≦1
6	六価クロム	(mg/ l)	≦0.05
7	砒素	(mg/ l)	≦0.01
8	シアン	(mg/ l)	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/ l)	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.01
11	テトラクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.01
12	ジクロロメタン	(mg/ l)	≦0.02
13	四塩化炭素	(mg/ l)	≦0.002
14	1,2-ジクロロエタン	(mg/ l)	≦0.004
15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.1
16	1,2-ジクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.04
17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ l)	≦1
18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ l)	≦0.006
19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/ l)	≦0.002
20	チウラム	(mg/ l)	≦0.006
21	シマジン	(mg/ l)	≦0.003
22	チオベンカルブ	(mg/ l)	≦0.02
23	ベンゼン	(mg/ l)	≦0.01
24	セレン	(mg/ l)	≦0.01
25	1,4-ジオキサン	(mg/ l)	≦0.05
26	ほう素	(mg/ l)	≦50 (230)※
27	ふっ素	(mg/ l)	≦15
28	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ l)	≦200※※
29	水素イオン濃度 (水素指数)		5.8~8.6(5.0~9.0)※
30	生物化学的酸素要求量	(mg/ l)	≦20
31	化学的酸素要求量	(mg/ l)	≦20
32	浮遊物質	(mg/ l)	≦40
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/ l)	≦5
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/ l)	≦30
35	フェノール類含有量	(mg/ l)	≦5
36	銅含有量	(mg/ l)	≦3
37	亜鉛含有量	(mg/ l)	≦2
38	溶解性鉄含有量	(mg/ l)	≦10
39	溶解性マンガン含有量	(mg/ l)	≦10
40	クロム含有量	(mg/ l)	≦2
41	大腸菌数	(CFU/ml)	日間平均≦800
42	窒素含有量	(mg/ l)	≦120 (日間平均≦60)
43	燐含有量	(mg/ l)	≦16 (日間平均≦8)
44	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ l)	≦0.002
45	外観		放流先の水を著しく変化させるような色及び濁りのないこと。
46	臭気		放流先の水に著しく臭気を帯させるような排水でないこと。

備考 この要綱に定めるもののほか、法令により定められた基準を遵守する必要がある。

※（ ）内は海域に放流する場合に限り適用。

※※ 1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

・海域及び湖沼に排出される浸透水又は放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される浸透水又は放流水については化学的酸素要求量を除く。

・窒素含有量についての基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

・磷含有量についての基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

別表第2

項目			基準	検定方法
1	アルキル水銀	(mg/ l)	検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示 第64号
2	水銀	(mg/ l)	≦0.005	
3	カドミウム	(mg/ l)	≦0.03	
4	鉛	(mg/ l)	≦0.1	
5	有機磷	(mg/ l)	≦1	
6	六価クロム	(mg/ l)	≦0.5	
7	砒素	(mg/ l)	≦0.1	
8	シアン	(mg/ l)	≦1	
9	ポリ塩化ビフェニル	(mg/ l)	≦0.003	
10	トリクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.1	
11	テトラクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.1	
12	ジクロロメタン	(mg/ l)	≦0.2	
13	四塩化炭素	(mg/ l)	≦0.02	
14	1,2-ジクロロエタン	(mg/ l)	≦0.04	
15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/ l)	≦1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ l)	≦0.4	
17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ l)	≦3	
18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ l)	≦0.06	
19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/ l)	≦0.02	
20	チウラム	(mg/ l)	≦0.06	
21	シマジン	(mg/ l)	≦0.03	
22	チオベンカルブ	(mg/ l)	≦0.2	
23	ベンゼン	(mg/ l)	≦0.1	
24	セレン	(mg/ l)	≦0.1	
25	1,4-ジオキサン	(mg/ l)	≦0.5	
26	ほう素	(mg/ l)	≦50 (230)*	
27	ふっ素	(mg/ l)	≦15	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ l)	≦200***	
29	水素イオン濃度（水素指数）		5.8～8.6(5.0～9.0)*	
30	生物化学的酸素要求量	(mg/ l)	≦20	
31	化学的酸素要求量	(mg/ l)	≦20	
32	浮遊物質	(mg/ l)	≦40	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/ l)	≦5	
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/ l)	≦30	
35	フェノール類含有量	(mg/ l)	≦5	
36	銅含有量	(mg/ l)	≦3	
37	亜鉛含有量	(mg/ l)	≦2	
38	溶解性鉄含有量	(mg/ l)	≦10	
39	溶解性マンガン含有量	(mg/ l)	≦10	
40	クロム含有量	(mg/ l)	≦2	
41	大腸菌数	(CFU/ml)	日間平均≦800	
42	窒素含有量	(mg/ l)	≦120（日間平均≦60）	
43	磷含有量	(mg/ l)	≦16（日間平均≦8）	
44	外観		放流先の水を著しく変化させるような色及び濁りのないこと。	JIS K 0102
45	臭気		放流先の水に著しく臭気を帯させるような排水でないこと。	平成15年7月厚生労働省 告示第261号
46	ダイオキシン類	(pg-TEQ/l)	≦10	平成12年1月厚生省告示 1号

備考 この要綱に定めるもののほか、法令により定められた基準を遵守する必要がある。

※（ ）内は海域に放流する場合に限り適用。

※※ 1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

・海域及び湖沼に排出される放流水又は浸出液については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水又は浸出液については化学的酸素要求量を除く。

・窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

・磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。